

[別紙1]

鳥取県立県民文化会館基金造成事業補助金 交付要綱の事務手続きについて

1. 県へ基金設置計画書提出（通知に記載の期日まで）

○県からの基金設置計画書提出通知に基づき、基金設置計画書を下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 県から基金設置計画承認書到着（計画書提出から原則30日以内）

3. 県へ交付申請提出（計画承認日から20日以内）

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。
* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

4. 県から交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

○「交付決定」通知により正式に事業着手することができます。

◎補助金の支払い（概算払）
口座振込依頼書をご提出ください。

5. 事業開始

※この補助金（交付金）においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

6. 実績完了（事業完了から20日以内）

※事業の完了とは：基金へ積み立てした日
※この補助金（交付金）においては、完了届の提出は必要ありません。

7. 県へ実績報告書提出（完了・廃止・中止から20日以内）

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

資料提出・問い合わせ先 地域づくり推進部・文化政策課
鳥取県鳥取市東町一丁目220
0857 - 26 - 7839 bunsei@pref.tottori.lg.jp